

第18回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成26年10月17日(金)午後4時30分～午後5時45分
- 2 場 所 石巻市役所 6階 石巻市議会第1、2委員会室
- 1号委員 浅野 亨委員、高橋 長一郎委員(欠席)、大坂 良宏委員、
白土 典子委員、大沼 正寛委員(欠席)
- 2号委員 大森 秀一委員、高橋 栄一委員、櫻田 誠子委員、
阿部 久一委員
- 3号委員 三浦 雅邦委員(代理)、菅原 敬二委員、東出 成記委員
寶 鈴子委員、阿部 聡史委員、佐藤 哲美委員
- 事務局 笹野副市長
土井建設部長、堀内復興事業部長、大澤建設部次長、近江復興事
業部次長、山下建設部次長、木村都市計画課長、三浦基盤整備課
長、大壁基盤整備技術課長補佐、佐藤都市計画課長補佐、鶴岡都
市計画技術課長補佐、都市計画課志村技術主幹、基盤整備課三浦
技術主幹、基盤整備課長江復興支援専門員、基盤整備課千葉技師

傍聴者 なし

4 議 題

- 第88号議案 石巻広域都市計画道路の変更について(石巻市決定)
3・3・11号 石巻工業港曾波神線
3・4・13号 石巻工業港運河線
- 第89号議案 石巻広域都市計画道路の変更について(宮城県決定)
3・2・2号 門脇流留線
3・4・113号 矢本門脇線

5 議事の概要

- 第88号議案 石巻広域都市計画道路の変更について(石巻市決定)
- 第89号議案 石巻広域都市計画道路の変更について(宮城県決定)

全員の賛成により、いずれの議案も原案のとおり承認された。

6 会議経過

午後4時 開会

【司会】 定刻になりました。会議の開会にあたりまして、皆様をお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第3番報告の開始以降は、事務局が行うものを除き、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第18回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日ご出席いただいております委員は、15名中、本人出席12名、代理出席1名の合計13名でございます。過半数に達しておりますので石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

それでは、はじめに、笹野副市長より、ごあいさつ申し上げます。

【笹野副市長】 皆様いつもお世話になっております。ありがとうございます。本市の都市行政に関わります様々のご理解、ご協力感謝いたします。また、本日は日程上大変ご無理を申し上げまして、この日、この時刻での開催となりました。皆様の日程の調整の程、本当にありがとうございます。まずお礼からでございますけれども、前回のご審議いただいたような関係で、例えば蛇田でありますとか渡波、大きな区画整理を2年前からずっとやっておりましたけれども、とうとう来月、一部の区画の提供という運びになりました。被災地の中でも最大級の規模の区画整理が目に見える形になりました。本当に皆様方のご審議のおかげであると考えております。また、来週の月曜日ではありますけれども、病院の着工式、起工式もですね、行われる運びの予定でございます。これも前回ご審議いただいた議案と関連する部分でございます。重ねて感謝を申し上げたいと思います。本日はですね、2つの道路に関する非常に大事な道路の線形とか、区域とか、そういったことに対するご審議をいただきます。いつも通り専門的なお立場あるいは市民のお立場からですね、忌憚なく意見を開陳していただければ幸いに存じます。本日のご審議何卒よろしくお願いいたします。

【司会】 次に本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、事前にお配りいたしました、議案書、諮問書の写しの2種類でございます。

それから、本日お配りしているものとして、参考資料と記載されております議案の追加資料、それから第88号議案につきまして意見書が提出されておりますので、意見書の要旨および本市の見解について記した資料の2種類を配布させていただきます。資料等にご不足はございませんでしょうか。

それでは大坂会長、本日の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 皆様、本日はご出席賜りまして大変ありがとうございます。本日の審議会に先立ちまして任意ではございましたんですが、先週10月の9日、10時からですね、現地を視察して参りまして勉強会をさせていただいたところです。任意の勉強会ということで

何人かの方にですね、ご参加いただきました。本日も是非ですね、活発なご議論をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいというふうに思います。もし傍聴の方、お出ででしたら、お配りいたしました注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持にご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に報告がございます。第 17 回石巻市都市計画審議会の議案の処理について、事務局より報告をお願いします。

【木村都市計画課長】 都市計画課の木村でございます。よろしくお願いいたします。私の方から、前回第 17 回石巻市都市計画審議会議案の処理結果についてご報告させていただきます。

議案書の次第の次のページ、右上に報告と記載されているところをご覧いただきたいと思えます。第 17 回石巻市都市計画審議会は、本年 8 月 8 日に開催してございます。81 号議案から 87 号議案の計 7 議案につきましてご審議をいただいております。

処理結果につきましては、表の右側、処理結果欄に記載のとおり、第 81 号議案から第 87 号議案まで、全て平成 26 年 8 月 26 日付けの決定、告示を行ってございます。報告事項については以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは議事に入ります。第 88 号議案石巻広域都市計画道路の変更について、石巻市決定について事務局より説明をお願いします。

【三浦基盤整備課長】 私、復興事業部基盤整備課長の三浦と申します。それでは議案書に基づきましてご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座ったまま説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず議案書の 1 ページをご覧願います。本日ご審議いただきます第 88 号議案石巻広域都市計画道路の変更についての決定でございます。

変更の内容につきまして、3・3・11 号石巻工業港曾波神線は交差点部の区域変更。

3・4・13 号石巻工業港運河線は車線数の決定と交差点部の区域変更になります。

それでは、都市計画変更対象路線の概要について説明させていただきます。

議案書 4 ページと併せて、前方のスクリーンをご覧ください。

総括図に示しました、3・3・11 号石巻工業港曾波神線及び 3・4・13 号石巻工業港運河線は、大街道地区と国道 45 号を南北に結ぶ路線であり、石巻市災害復興基本計画において、災害に強い道路交通ネットワークの構築を推進しており、石巻工業港曾波神線は第 2 次緊急輸送路、石巻工業港運河線は、第 3 次緊急輸送路に位置づけられております。

また、周辺地域においては災害時の避難路としての役割を担う道路として期待されております。

また、3・4・7 号大街道石巻港線、国道 398 号は第 2 次緊急輸送路として、3・4・40 号

釜大街道線は避難路としての地域のネットワークを構築しています。

このため、石巻工業港曾波神線においては、釜大街道線の整備に伴う交差点部、石巻工業港運河線においては、大街道石巻港線、国道 398 号、釜大街道線との交差点部を整備するにあたり、右折レーンを設置することにより渋滞の解消等、減災機能を効果的に発揮する役割を担う路線として整備を進める計画となっております。

それでは、石巻工業港曾波神線についてご説明いたします。

本路線は、中島町から蛇田字東道下までの延長約 4,460 メートルの区間、昭和 40 年 3 月に幅員 20 メートルで都市計画決定がなされており、今回整備するか所につきましては既に整備済みであります。

次に、石巻工業港運河線についてご説明いたします。

石巻工業港運河線は三河町から蛇田字新谷地前までの延長約 1,520 メートルの区間、昭和 41 年 3 月に幅員 16 メートルで都市計画決定がなされていますが、未整備路線となっております。

それでは各路線の変更か所についてご説明いたします。

議案書 5 ページは計画図となります。併せて前方のスクリーンをご覧ください。

スクリーンの左側の石巻工業港曾波神線については丸で囲まれた釜大街道線との交差点部 1 か所、スクリーンの右側の石巻工業港運河線については釜大街道線、大街道石巻港線の 2 か所の交差点部について自動車交通の円滑化を図るため、本路線に右折レーンを付加することから区域の変更を行うものです。

石巻工業港曾波神線の変更は、本路線を横断する釜大街道線の整備に伴い、交差点部に右折レーンを設置することから幅員 20 メートルを 23 メートルに変更し、併せて交差点取付け部の隅切り部分の変更を行うものです。

石巻工業港運河線の変更は、本路線と交差する釜大街道線、大街道石巻港線の交差点部の 2 か所に右折レーンを設置することから、幅員 16 メートルを 17 メートルに変更し、併せて交差点取付け部の隅切り部分の変更を行うものです。

石巻工業港曾波神線の道路規格については、道路区分第 4 種第 2 級、設計速度 50 キロメートル、4 車線であります。

標準部の幅員構成は車線幅員 3.0 メートル、路肩 0.5 メートル、自転車歩行者道 3.5 メートル、全幅員 20.0 メートルとなります。

右折レーン部は車線数 5、車線幅員 3.0 メートル、右折車線幅員 3.0 メートル、路肩 0.5 メートル、自転車歩行者道 3.5 メートル、全幅員 23.0 メートルとなります。

こちらが石巻工業港曾神線の釜大街道線の交差点計画図になります。着色の凡例については、赤色が今回の変更部分、ピンク色が既決定の表示となります。

変更区間としては右折レーンの始まりから横断歩道付近までと、交差点隅切りの三角の部分合わせた赤色で表示されているところが今回の都市計画の変更部分となります。

都市計画決定幅については、標準部は 20.0 メートル、交差点部については 23.0 メートルの計画幅員となります。

つづきまして、石巻工業港運河線についてご説明いたします。

道路規格については、道路区分第 4 種第 3 級、設計速度 40 キロメートル、2 車線であります。標準部の幅員構成としては車線幅員 3.0 メートル、路肩 1.5 メートル、自転車歩行者道 3.5 メートル、全幅員 16.0 メートルとなります。右折レーン部は車線数 3、車線幅員 3.0 メートル、右折車線幅員 3.0 メートル、路肩 0.5 メートル、自転車歩行者道 3.5 メートル、全幅員 17.0 メートルとなります。

こちらが石巻工業港運河線と釜大街道線の交差点計画図になります。

釜大街道線との交差点部における変更区間としては、右折レーンの始まりから横断歩道付近までと、交差点隅切りの三角の部分を合わせた赤色で表示されているところが、今回の都市計画の変更部分となります。

石巻工業港運河線と大街道石巻港線の交差点計画図になります。

変更区間としては、右折レーンの始まりから横断歩道付近までと、交差点隅切りの三角の部分を合わせた赤色で表示されているところが、今回の都市計画の変更部分となります。

都市計画決定幅について標準部は 16.0 メートル、今回変更する 2 か所の交差点部については 17.0 メートルの計画幅員となります。

それでは、お手数ですが、議案書 3 ページにお戻り願います。

道路を変更する区域の字名を記した参考図書となります。

それから議案書 6 ページにつきましては、区域の字名を記した字界図となりますので、ご確認をよろしくお願い致します。

なお、只今ご説明いたしました本議案について、平成 26 年 9 月 19 日から 10 月 3 日までの 2 週間、案の縦覧を行いましたところ、縦覧者 5 名、意見書の提出は 1 通でございました。

これにより、提出された意見書の主旨と、それに対する本市の見解についてご説明いたします。

本日お配りいたしました、A4 版横の意見書の要旨及び石巻市の見解をご覧ください。

意見書提出者 大街道南五丁目 43 才 男性

意見書の要旨 1、震災時の避難路として整備することだが、元々都市計画道路として整備される計画とは目的が異なるのではないか。現在ある市道三番谷地二号線を避難路として整備できないのか。

これに対する石巻市の見解、石巻工業港運河線は、市街地の骨格を形成する道路と位置付けて都市計画決定されていましたが、今回の震災を契機に、従来の道路の目的とあわせて避難路としての機能を加えたものであり、本路線の整備が当初の目的を果たすことには変わりはないと考えます。

意見書の要旨 2、都市計画道路として決定後、40 年以上も未着手だったが、道路が出来

ることによって交通量の増加や、大型車の通行による騒音や振動が懸念され、生活環境が大きく変わることについて非常に不安が有る。

これに対する石巻市の見解といたしまして、新規に道路が整備されることから、当然交通量の増加は見込まれますが、道路整備にあたっては、道路整備の基準に従ってきちんと整備を行うとともに、周辺の住民に対しては、説明会の開催などを通じて丁寧に説明を行っていきます。

意見書の要旨3でございます。プライバシー保護の観点から、沿道に生活する住民に対し、フェンス、植栽などの補償、助成、街路樹の整備の検討を望む。

それに対する石巻市の見解といたしまして、民地境界側への植栽は、道路構造の基準や樹木の管理、日照などの課題があることから行いません。

また、都市計画道路の区域内に含まれる敷地や建物等に対する補償は、その基準に従って行いますが、民地内への施設等整備については行う予定はありません。

意見書の要旨4、道路の拡張により、台風や集中豪雨で住宅や私道に水が流れるなど、従来より水害が大きくなるか不安である。

それに対する石巻市の見解といたしまして、道路の整備にあたっては、雨水排水についても考慮しており、適切に整備を行っていきます。

意見書の要旨と見解については以上でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【大坂会長】 はい。ただ今、第88号議案について、事務局より意見の説明がありました。が、ご質問等ございませんでしょうか。

意見書も一人の方から出されておるといふことでございます。貴重なご意見頂いております。

何か質問、ご意見ございませんでしょうか。はい。

【寶委員】 まず質問書のところ、せっかく質問書を出していただいた方がいるので、この人のためにというか、聞きたい人も多いのかなと思ったのでお伺いしますが、2番目の新規に道路が整備されることからというところで、丁寧に説明を行っていきまうというの、どんな風に丁寧に説明を行うつもりなのかしらというのが、早めに地域の方たちに知らされていると、説明会に来るなりできるんじゃないかなと思うので、どんな風に丁寧に説明を行う予定なのかしらというところが1つと、4番目の雨水排水についても考慮しており、適切に整備を行っていきまうと書いてありますが、この間の説明でもポンプの、勉強会の時の説明でもポンプをきちんと作るから大丈夫ですよというふうなお話だったんですが、これもポンプを使っても排水できない雨水の量ってありましたよね。大雨の時は無理ってようなのありましたよね。それも住民の方にきちんと説明しておかないと、どんな雨でも大丈夫って思ってしまうと、かえって被害が大きくなってしまうと思うので、ここの雨以上のときには逃げてねみたいなのは周知しておかないとかえって危険だと思うので、そこのところは何ミリメートル以上の雨だったら逃げた方がよいよとか、何ミリメートル

までなら大丈夫だよということを言っておいた方が良くないかなと思いました。2つです。よろしくお願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。

只今、2点ご意見ございました。具体的にということでございますのでよろしくお願いいたします。

【三浦基盤整備課長】 はい、復興事業部基盤整備課長の三浦でございます。

まず、意見の2番のところの市の見解として、丁寧に説明を行っていくその具体策はどうなんだというお話だということで、まずは都市計画決定、変更に向けて、我々は地権者あるいは付近住民への説明会をまず行っていくと、それから一番の関心である路線の沿道の方々、これが皆様地権者になりうる方だと思います。用地がかかるとか、建物がかかるとかこういった方については、用地交渉ということで用地の取得とか、それから建物の補償については、今後の事業認可というふうなものを取得した後にありますが、それ以前にですね、既に釜大街線部分につきましては、7月の半ばくらいから用地取得に向けた個人相談会というふうな形を、皆様の都合に合わせた形で、お休みの日であるとか、あるいは来てくれという方には自宅までお伺いしてとか、それから逆にどっか会場を設定してくれという方には、例えば、近くの学校の体育館を設定してそこに来ていただくとかというふうなことで、皆さんひとりひとりの事情とか意向に沿ったかたちで、説明だったり、相談をさせていただいているということでございます。

それから、実際の工事にあたりまして、今後発注作業が終わって業者が決まればどういった工事をどういったところからどんなかたちでやりますよというのをこまめに説明するものがございます。それから当然工事にあたりましては、目の前で工事される、あるいは自分が通るはずだった部分を工事されるなんてこともございますので、そういったところもこまめに説明をしてご理解をいただきながらですね、進めていくということ考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

それからもう1つは、4番の従来より水害が大きくなるかということで、仰る通り、1つは石巻公共下水道雨水計画ということで、雨が降った水をどう処理するのかというきちんとした計画があって、それに則って各地区が年次計画整備されていると、これは100パーセント整備されると、雨の度合いということという1時間に45ミリぐらい降っても大丈夫ですよというような施設を作ろうとしていると、ただご案内のとおり震災以降計画されていたポンプ場あるいは整備されたポンプ場があって災害を受けたりですね、動いてないところもあります。もう一度建設部の方で市全域の雨水計画を見直して、いちから、いちからというか使えるものは使う、使えなくなったものあるいは計画を変更せざるを得ないものは変更しながらきちんと整備するというようなことで今進めております。

仰る通り、最近のゲリラ豪雨ということもあって一概に、その何ミリだから大丈夫ですよみたいな話しにはならないんですが、あくまでここでいう、道路を作るときに適切に作るというのは、道路構造令という基準がございまして、どんな雨が降った時にどういう側

溝だったり、どういう排水系統で流しますよというふうなことを道路計画の中できちんと取り入れて整備するということは間違いないのですが、委員さんが仰る通りこんなときには実を言うと危ないですよみたいなところもあると思いますので、整備とそれからソフトの部分としての、この沿線の皆さんだけではなくて市全域の市民に対してもソフトの部分っていうのが必要なのかなというふうには考えております。

ただしこれ以上の話しとなりますと、申し訳ございません、整備する建設部としてのお話しになると思いますので、そういったところでご理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

【寶委員】 丁寧にありがとうございました。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。

【寶委員】 はい。

【大坂会長】 はい、よろしく願いいたします。

【土井建設部長】 はい、建設部長の土井と申します。今、4番の内容について基盤整備の課長の方から説明いただきました。確かに内容的には委員さん仰る通りでございます。45.6ミリの降雨に関しての施設を今整備するというふうなことでございますが、9.11のような91ミリの雨、時間雨量でございますが、そういった雨には対応してはいませんので道路冠水とかそういったものは出てまいります。ただ完成のあかつきには冠水している時間が非常に軽減されるであろうというふうな期待も持っているところでございますので、その辺の内容につきましては、丁寧な説明ということも今ございました。説明会の中でしっかりと説明をしまして、冠水するときもありますというようなことをはっきりと申し上げましてご理解をしていただくよう進めて参りたいと考えております。以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。他に何かご質問、ご意見ございましたらよろしく願いいたします。

【寶委員】 いいですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【寶委員】 はい、連続で申し訳ありません。

勉強会の時にいろんな疑問があったのでいきなりたくさんしたんですけども、その後私も勉強してきたので、その時の勉強会のことを振り返りながら1つだけお伺いしたいと思ってるんですけども、私、歩道の電柱化はないんですかって聞いたら、それは費用がたくさん掛かるというふうなことだったし、災害復旧からのスピードも遅いので電柱化は考えていないというふうなことでしたが、ネットで調べてもそうだというふうに書いてあったので、電柱化というのは難しいんだなということが分かりました。

それから2つ目として、信号の設置はどうなるんですかっていうことを警察の方に電話して伺ったら、蛇田のホームマックの前のところと同じくらいの信号を考えていますよっていうお話しを今の段階で伺いましたが、自転車はどうなるんですかというふうなことを

聞いたら、歩道に自転車、なんて言ったらいいんでしょう、自転車専用の信号、自転車用の歩行者信号を付ける予定ですっていうふうなお話をいただいたので、そこはじゃあ自転車は歩道を通ってきて、その横断歩道も自転車も渡るようになるのかなというふうに思いました。

それから盛り土のところと道路がクロスするところはどうなるんですかってお伺いしまして、そこが乗り上げて、盛り土を越えて行くんだなっていうふうなことを理解しました。それでトンネルは開けられないですかというふうなことも質問が出たと思うんですけども、それを地元の方に聞いたら、一刻も早く盛り土を作ると、穴が開いていないやつにしてというふうな事を聞いたので、だからそれも妥当なのかなということが分かりました。

4つ目として、新しく、これが私の言いたいことなんですけども、4つ目として障害者の方に聞いたんですけども、道路、車用の道路と歩行者用の道路に段差をつけて作ることに法律ではなっているんですよ。歩道と車道の高さは変えて作るっていうのが法律なんですよ。そういうふうにしてあるところを歩く障害者の方に聞いたら、車が歩道を通って敷地に入るときに傾斜がついているところがありますが、そのところをお子さんを連れて歩くと聞いたんですけど、視覚障害のあるお子さんなんかはどうしても道路の傾斜に沿って、ツツツツと車道に寄ってしまう。あるいは車いすの方をひいて歩くときには、その車道に降りる傾斜があつてとても車いすは押しづらいというふうにお話ししていただいたんです。これは先ほどの説明では避難道路という意味合いもあるということだったので、今まで出来ている道路は無理だとしても新しくできる道路について、フラットにするというふうなお考えはないですかというふうなことをお伺いしたかったんですけども、長くてすみません。

【大坂会長】 はい、よろしいですか。

【三浦基盤整備課長】 はい、お答えいたします。仰る通り道路の場合は車道と歩道があつて歩道を歩く人を守るために歩車道を分離するというのが非常に大切だということがありまして、そのために歩道をマウンドアップといいまして、今スクリーンの方に出ておりますが、3つの絵のうちの1番下になります、15センチとか20センチぐらい高くしてですね、車が容易に歩道に入り込めないような形にするというのが一般的かなと思います。

今回の道路については、真ん中にありますセミフラットというふうな形でですね、車道と歩道の付け根の段差が5センチというふうなことで考えております。歩道の幅員が3.5メートルありますので、車道から歩道に向けて3.5メートルで5センチの緩やかな勾配になりますので、今委員さん仰る通り、歩いて行って極端に車道側に体が傾くというふうなことはないのかなというふうなことで、我々今回セミフラット形式を採用することによって、身障者の方はもちろん、高齢の方、歩いて逃げる方だったり普段使いもそうですけども、そういった歩行者に優しいというふうな形で、その替り真ん中にある歩車道境界

ブロックというコンクリートの構造物です。これできちんと歩行者の安全は保てるというふうに考えておりますのでよろしく願いいたしたいと思います。

【大坂会長】 はい、今の説明でいかがですか。

【寶委員】 フラットで蛇田の辺りは道路が出来ている所もありますよね。フラットでなくてセミフラットっていうやり方で作るわけはなんですか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【三浦基盤整備課長】 1つは道路の構造上の問題がありまして、歩道が3.5メートルと広うございますので、歩道上に降った雨がですね、速やかに歩道と車道の間に流れると、そして滞水しなくてですね、歩行者が雨の日でも安心して歩けるといったようなこともあって、最低限5センチくらいの段差をつけて勾配を緩やかにとるというような工夫、工夫の1つだと思っていただければと思っております。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の説明でよろしいでしょうか。

【寶委員】 そうお考えになって作るのであれば、あとそれを使った人があとでどのようなかかっていう検証が、特に足の不自由な人とか目の見えない人とか、逃げ遅れそうな人とかがあとで検証するんですよね。

【大坂会長】 事務局の方、今の意見で、よろしく願いいたします

【三浦基盤整備課長】 もう一つだけ、感覚的にもしお話しすると3.5メートルの歩道の幅で5センチの段差を緩やかにするというかたちですけども、皆さんご理解いただきたいのが車道って真ん中を境にかまぼこ型というか勾配がついているんです。あれって2パーセントというふうな勾配が概ね標準についております。そうすると3.5メートルの幅だと7センチの段差がつくというふうに、それよりも緩い勾配だということで少し感覚的にご理解はいただけるかなと補足させていただきました。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。今の説明でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【寶委員】 はい、フラットだと水が溜まる恐れがあるということですね、それと歩きづらいかもしれないということと、セミフラットで車椅子の人達は私たち以上に傾斜に敏感というか大変じゃないですか歩くのが、私は別にそれでいいかなと思っても障害者の人たちがどうなのかっていうことは、私はちょっと分からないので、この計画で作ってみてというかなんというか、そういうふう考えたのならそれで作るのがいいのかなっていう思いしかない。

【大坂会長】 確かに普段歩いていると、これがどういう構造で作られているのかなかなかそこまでは考えが及ばない中で歩いているわけですけども、時には歩きにくいそういうか所もあるなと思っております。今貴重なご意見頂戴しました。何とも申し上げられないんですけども、さらに事務局の方でもご検討されているようでございますので、はい、どうぞ。

【白土委員】 たぶん水勾配って、私たち仕事してていつも敏感なことなんですけど、5センチの3.5ってなるとかなり緩いので、ほんとに重症な方じゃない限りはそんなには感じない。逆に水を処理するには最低限これくらいは必要なんじゃないかなとは思いますが。

【大坂会長】 ここが普通の道路ではないというようなご懸念があつてのご意見だろうというふうに思っております。非常に貴重なご意見だと思います。いかがでしょうか。他に何かご意見、ご質問ございましたらお出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。もしご質問等ないようですのでこの辺でお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【大坂会長】 それでは第88号議案石巻広域都市計画道路の変更についてお諮りしたいと思います。原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。全員の賛成により本案については、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

それでは続きまして、第89号議案石巻広域都市計画道路の変更、宮城県決定について、事務局より説明をお願いいたします。

【木村都市計画課長】 はい。都市計画課長の木村でございます。私の方から第89号議案についてご説明を申し上げます。

まず始めに宮城県決定の都市計画の手続きの流れにつきまして簡単にご説明を申し上げますので、前方のスクリーンの方をご覧願いたいと思っております。申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

宮城県が定める都市計画の手続きにおきましては、この図のように都市計画法第18条、すいません、まだ図面が出ておりませんでした。宮城県が定める都市計画の流れにつきましては、この図面のように都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、関係市町村の意見を聴いたのち、宮城県都市計画審議会の議を経て、都市計画を定めることになってございます。

本市におきましては、宮城県決定に係る都市計画の案につきましては、この都市計画審議会にお諮りをしたうえで、本市の意見を宮城県へ回答することとしております。

今回の石巻広域道路の変更につきましては、本市と東松島市とを結ぶ広域的な道路であり、それらの区間に県道区間が含まれますことから、宮城県決定となっているものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書7ページの計画書の方をご覧願います。

石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)

都市計画道路中3・4・113号 矢本大曲線を矢本門脇線に名称を改めるとともに、次のように変更し、3・2・2号 門脇流留線を次のように変更するものでございます。

3・2・2号 門脇流留線の変更内容は、表の一番右にございます備考欄をご覧願います。まず、延長の変更、区域の一部変更、幹線道路と平面交差の数の追加でございます。

次に、3・4・113号 矢本門脇線の変更内容は同じく備考欄に記載のとおり、終点位置の変更、延長の変更、区域の一部変更及び主な経由地の変更となっており、いずれも表の中でゴシック体で示された部分に変更してございます。

本案の変更理由といたしまして、東日本大震災により甚大な被害を受けた石巻地域沿岸域において、安全、安心な地域づくりの推進、快適な生活環境の復興のために必要となる、緊急輸送における速達性の確保や、地域間の連携強化等の広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るため、本案のとおり都市計画道路を変更しようとするものでございます。

次のページには、案の理由書がございましたのであわせてご確認願います。

次に今回変更する区間につきましては、10ページの総括図と前方のスクリーンを合わせてご覧願います。

国道45号の東松島市矢本字一本杉地内より分岐いたしまして、東松島市大曲字横沼までを都市計画道路3・4・113号矢本大曲線として都市計画決定されてございます。

これを今回延伸いたしまして、当市の3・2・2号門脇流留線に接続するように変更するとともに、門脇流留線の起点位置の変更をいたすものでございます。

それでは図面の2枚目、11ページの計画図をご覧願います。

図面の左側、3・4・113号矢本門脇線につきましては、東松島市大曲字横沼に位置しております。3・4・102号大曲境堀線との交差する部分から、定川及び県道名、石巻港インター線を橋梁で越えまして石巻市内に入り、石巻市門脇字元明神地内で都市計画道路門脇流留線と新たに接続するものとなります。

3・2・2号門脇流留線につきましては、別添参考資料の方の4ページと前方のスクリーンを対比させてご覧願いたいと思います。

門脇流留線ですが、平成25年1月25日に津波防御施設となる高盛土道路として都市計画決定がなされておりますが、図の上の方の赤い色に囲まれたピンク色の部分の左側、都市計画道路河南石巻工業港線と平面で接続する計画となっておりました。

今回、矢本門脇線を計画するにあたりまして、定川を橋梁で越える計画となりましたので、河南石巻工業港線と平面で接続することが不可能となりました。

そのため、東側からくる門脇流留線と直接接続させるために、この区間を盛土構造といたしまして河南石巻工業港線と立体交差する計画に変更されてございます。

あわせて、門脇流留線と河南石巻工業港線を接続するために、起点位置を図の下側に移動することで、交通の利便性を確保できるように変更しようとするものでございます。

なお、議案書の9ページと12ページの方には、今回の変更に係る土地の区域一覧と、その字界図を示してございますのであわせてご確認を願います。

ただいまご説明させていただきました本案件につきましては、9月21日から10月3日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者は5名で意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。第 89 号議案につきまして説明がありましたので、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【東出委員】 はい。

【大坂会長】 どうぞ。

【東出委員】 ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、11 ページになりますけども、11 ページ石巻市側には高盛り土となって法があるんですが、東松島市側、川を渡って東松島市側は法がなんか無いように思うんですが、その辺は後でまた法の決定をするとか、その辺の考え方を教えていただければありがたいかと、ちょっと確認ですけど。

【大坂会長】 はい、立体的なイメージが湧かないのだろうと思いますが。はい、どうぞ。

【都市計画課志村技術主幹】 都市計画課の志村と申します。よろしく願いいたします。

今回、東松島市さん側で整備するものについては、橋梁ということで、ちょっと前見づらいんですが、パソコンのポインタで指してますけども、この部分については概ね橋梁区間になります。当然、橋梁ですが、これにさらに西側に行きますと平面になるんですけども、ここについては盛り土ではなくてそのまま従前の土地と接続する、おおむね同じ高さになっております。当然橋からこの高さの部分に、橋が高さが下がっていきますので、一部盛り土になるのかもしれませんが、都市計画というのはそもそもまず路面幅を決めるというのが基本的な考え方になりますので、今回の路線については路線幅で決定させていただくということになっております。よろしく願いいたします。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【東出委員】 あともう 1 つ参考のために教えてもらいたいですけども、東松島市側は平面でだんだん石巻市から来て、立体で平面へ降りていくということかと思うんですが、この辺の道路については、津波、防災機能ということではないということでしょうか。2 線堤というかたちで。

【都市計画課志村技術主幹】 はい、今回の路線については、2 線堤の今回追加する部分についてはその機能は持っておりません。

【東出委員】 わかりました。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

他に何かご質問、ご意見ございましたらお出しいただければと思います。

【白土委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【白土委員】 結局、東松島市と石巻市で津波に対する考え方が違うっていうことの認識でいいのかなと、なぜかという、私、ここの定川の所に、私が建築、設計した建物が建っていて震災後完全にやられたかなと思ったが床上にはならなかった。その理由というのが、結局大曲の、全部壊れちゃって水がみんなそっちへいったために、ここのところのセンターとか〇〇とか大丈夫だったということで、今回は結局この付近はひどい被害にはならなかったけど、それはなぜかという、大曲の方の土手が全部壊れちゃってそっちへ水

が全部いっちゃったからってということなんだよね。ということは、今回石巻は高盛りで、この接点は微妙に不安定要素ってということには、その辺の繋がりってというのはどういうふうに、石巻の境界までは高盛りで守りますよと、津波ってここでうまく越えてくるものでもないような気がするんですが。

【大坂会長】 はい、事務局の方よろしく願いいたします。

【近江復興事業部次長】 只今の、2線堤の守り方ということになりますが、まず2線堤を配置するにあたっては、水際の1線堤、防潮堤とか海岸堤、これを基にシミュレーションをかけて2線堤の位置を作ってございます。それは各市町村で県の指導に基づいて、大きく言えば仙台湾は1つの湾としてそれぞれ同じ基準の中で設定してございます。今ピンポイントであそこで見ると、道路同士が違う構造でないかというふうにご覧になって、石巻はこの都市計画図の大きな図面で見ていただくと分かるんですが、海からの距離というところになりますが、北北上運河の接続点、先ほどの矢本と石巻の境が、丁度定川の所でしたね。北北上運河の所が矢本さん側というか、東松島市さんが2線堤の位置にほぼ近い状況ということで、アール、石巻湾に沿った形になるように、今は街中に行くので同じように見えますが、この図面で見ると分かるんですが、我々の2線堤から、ここの接続点から見て北北上運河をそのまま下って行っていただくと、東松島市の海岸線沿いに並行して落ちるようになると、それで東松島市さんの方では2線堤を計画されていて、さらに被害の大きかったということで、3線堤のような形でまた整備もされているということで聞いてございますので、繰り返しますと、道路が丁度そのピンポイントで連続した高盛り土道路になるように思われますが、湾岸沿い、石巻湾沿いに行くと、北北上運河をずっとなぞるような形の防潮堤、2線堤になっていると、それがシミュレーションでも設定されているというところでございます。以上でございます。

【白土委員】 はい、わかりました。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【寶委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【寶委員】 イメージを教えてくださいたいのですが、2本の橋と真ん中に高盛り土があつて、まるでこの2本の橋と、この真ん中の高盛り土がずっと1つの橋のようになるんですか。2本の橋とその間のところも高い道路だから、ずっと1つの繋がっている橋のようになって、そこが日和大橋のような感じになるのかしらとイメージが湧かないのでちょっと教えていただけませんか。

【大坂会長】 立体的にどう使われるかというのを。

【木村都市計画課長】 一応事業主体がですね、県になるものですから申し訳ございませ

んが。

【寶委員】 じゃあ県の方に。

【菅原委員】 はい、それでは宮城県が施行しますので私の方からご説明しますと。今、委員が仰ってるのは、11 ページで見ますと、一番右側にある北北上運河のところに橋が架かります。それからその西側、左側ですね、定川があつてそこにも橋が架かるというのを、その橋の構造が一体となっているかどうかということですね、基本的にはそうではなくて、ここは盛り土構造になります。橋と橋の間は盛り土構造になって、それぞれセパレートされた橋梁が2つできるということですね。東松島側にアプローチ、定川を越えて東松島側にアプローチする途中では、いくつか橋脚があつて、日和大橋のようにですね、土の上に橋脚がでるような、そういったことは想定してますけども、そのような感じで考えていただければと思います。

【大坂会長】 イメージが湧きましたでしょうか。

【寶委員】 遠くから見たときに、この橋と2本の橋の間の道路のところにもずっと同じように高い電柱が、街灯と言うんですかね、あれがだ一つと続いていると格好が良いかなと思ったので、ありがとうございます。でも、説明していただければ。

【菅原委員】 そこは実際にですね、施行するにあたってその連続性が保たれた方が良いのかどうか、そういったところ色々と検討しながら進めさせていただければと思います。

【寶委員】 よろしく願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ございましたらお出しただければと思います。貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは皆さんにお諮りしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【大坂会長】 それでは第89号議案石巻広域都市計画道路の変更、宮城県決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。全員の賛成により第89号議案は、原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。ご協力ありがとうございます。

委員の皆さんから何かご意見、ご要望等ございましたらお出しただければと思います。いかがでしょうか。

【白土委員】 はい。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【白土委員】 前回の時にこの所、近日中に起工式もある、こういつて、あの後、市民の方達から、何人かからすごいブーイングを受けまして、どうしてここにああいう施設をいっぱい持ってこなきゃいけないんだ、何を審議したんだと、すごく、委員会はどんな風な話し合いになっているんだっていうところまですごい聞かれたんですけども、やっぱりか

なりの市民の方達が納得されていないという事実があると思います。ですから、先ほどから丁寧に説明するという事務局のお話しがございましたが、ほんとにもう決定してしまったことなので、また閲覧者とかいろんなことがなかったとかいろんなことがある。でもほんとに市民の大多数はまだ納得してないし、不思議がっていることを一応、決定済みのことですのでそういう意見というか、話をしょっちゅうされるものですから、一言お話をさせていただければと思います。以上です。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。地権者の方と周辺の方々には、色々説明されているんだろうと思いますけども、市全体の広報といいますか、ご理解いただけるような形のやり方についてはどうかというようなお話しでしょうか。事務局の方これについて何か対応等、ご意見等ございましたら。お願いしたいと思います。

【笹野副市長】 はい、貴重なご意見ありがとうございます。委員さん仰ったとおりでありまして、まず、病院の着工にあたりましては、こういう工事をしますということは、この周辺の方々を中心に起工前に2回ほどご説明させていただきました。まだ努力が足りたということだとは思いますが、周辺の方だけではなくてですね、これからは決まったことではありますが、どういう機能性が高まるのかという説明も抱き合わせてですね。引き続き説明については努力させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。他に何かございましたらお出しただければと思います。はい、どうぞ。

【佐藤哲美委員】 この前ですね、今回の道路に関して88号議案と89号議案の道路に關しまして歩道の幅が3.5メートルということで、この間、勉強会に参加した時に自転車と歩行者がその3.5メートルを共有するみたいなかたちで話されたんですけども、これ元々自転車は車道を通るのが、車両なので、車道を通るのが普通なんですけど、今回は歩道の方に3.5メートルの幅をもたせたもんですから、ここに自転車も乗り入れるということなんですけど、自転車と歩行者を同時に、同じレーンで通行させますと、非常に自転車に対しての、なんというんですかね、交通的な指導をきちっとやっけてかないと非常に危ない感じだと思うんですよね。非難する場合、当然自転車で来る人は自転車で逃げるんでしょうから、そうすると歩行者が引かれたりとかですね、その辺が出てくると思うんです。ですから、自転車と3.5メートルの中に、自転車専用道路みたいなレーンを作るのかどうかというのが、この前のお話しでは分からなかったもので、その辺ちょっと追加説明をお話しただければと思うんですけども。よろしくお願ひします。

【大坂会長】 はい、これは、担当はどこになりますでしょうか。

はい、よろしくお願ひいたします。

【三浦基盤整備課長】 はい、今回歩道部分が3.5メートル、これは道路を作る際の基準に一応従っている幅でございます。今回、交通管理者ということで警察の方とも色々協議してまいりまして、歩行者と自転車が混合で同じ3.5メートルの中を走るということでは

ご理解をいただいているということでございます。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。

【佐藤哲美委員】 ご理解といたしても、実際問題として、今、普通のどこでも、私、湊に住んでるんですけども、湊なんか道路3.5メートルも無いんですが、車道と歩道のところに白い線が引いてありましてですね、自転車がその白い線と歩道の間で縁石までありまして自転車その縁石の中まで入ってくるんですよ、そうすると、狭いところで後ろからバァーッとくるとかわせない、僕何回かかすられたことがありますけども、例えば、あの辺なんかおばあちゃんとかおじいちゃんなんかだと、倒れるくらいの衝撃できますんで、その辺とこの市道をきちっとしてもらわないと、やっぱしせつかくこういうふうに立派な道路作っても、しかも3.5メートルになりますから、自転車はもっと我が物顔で飛ばすと思うんですよ、ですからあれを無制限で、あれに対してなんも制限を加えないで認めたら、ちょっと少し大変だと思うんですけどね、その辺とかの、これ進める段階で、これ警察の問題だと思うんですけど、警察の方ともきちっと話し合ってますね、そういう指導を徹底的にやってもらわないとちょっとこう道路が活用しにくいかなと、そういう感じしますね。その辺のところが検討お願いいたします。

【大坂会長】 はい、どうぞよろしくをお願いいたします。

【三浦委員】 石巻警察署の三浦と申します。一応ですね、仙台市内、東二番町旧4号線なんですけど、ここの歩道は知ってのとおり、人、あと自転車がものすごいいっぱい通ってますね、もうしょっちゅう人と自転車が接触してると、とういことであそこはもう完全に真ん中にポールを立てて、石巻市でいうと駅前のような、県道のところを歩車分離していたり、分けているんですけど、あの形で今事故防止を図っている。今、面倒になってしまったのが、道路交通法が変わりまして、自転車は小学生以下、あとは70歳以上の高齢者は歩道走っていいよと、結局なんでやとなるんですけど、よくよく聞いてみると高齢者は自転車まっすぐ走れないでしょと、ふらつくでしょと、車道側に出て行って車の方にはねられたらどうすんだと、なら歩道走っていいよと、歩道側走りなさいと、かえって危ないからと、ただこれにも無制限ではなくてですね、法の規制がありまして、歩行者がいる場合、歩行者とぶつかりそうな場合、危険な場合ですね、自転車を降りなさいと、まったく無制限ではないんです。法でこれはちゃんと規制されています。あと、横断歩道、さっきちょっと話が出たんですが、横断歩道の方もですね、昔、自転車通行帯というのを積極的に県警の方で検察庁の指示で積極的につけてたんですが、これがですね、また法改正によってですね、歩行者の少ない閑散とした横断歩道については自転車、ほんとは乗って渡ってはダメ、昔、安全教室の時に私もそうだったんですけど、自転車で横断歩道を渡るときはちゃんと降りて左右確認して渡りなさいよと教えられた記憶あるんですけど、ところがこれがすっかり変わってますね、歩行者がいないんで安全が確保できるのであれば乗ったまま渡っていいよと、そんなく変わったんですね。今は自転車の横断帯もこういうことですね、今あんまりつけていないと、知ってのとおりですね、石巻の警察署の前の398号とか、

あそこはけっこう自転車とか、あとは大街道ですね、多いんですが、他の路線は蛇田あたりですか、自転車で走っている人がまずほとんどいないですよ、あそこの歩道幅員が3メートルあるんですが、歩行者もそんないっぱい歩いているわけじゃないし、自転車もそんないっぱいいるわけじゃない、それでここを自転車と歩行者すっかり分離して、ポール立ててやる方法もいいんですけど、これをやることによってそれだけの経済的な効果があるのか、仙台市内みたいにいっぱい歩行者とか自転車があって、そういう危険な状態であればぜひともやるべきだし、逆にポールとか分離してしまうとですね、このポールにぶつかって痛い思いしたのかっぺったのってですね、騒ぎが始まるんですね。一番良いのはですね、石巻署の庶務係の方になるんですが、高齢者の安全教室とか、あと今、学校の交通安全教室、こちらの方ですね、自転車の正しい乗り方、あと横断の仕方、これについてですね、広報ですね、しっかりしておりますので、今後もこれを続けていくと、実際大街道あたりなんか自転車と車のぶつかる事故が結構多いです。理由は結局自転車が歩道を、狭い歩道をですね走ってきてバカーンとぶつかる。理想は確かに車道側を走っていただくのが理想なんですが、皆さんご存知のとおり、石巻というのは道路狭いんですね、歩道がほとんどない、そうするとやっぱり自転車も車に引かれたくないので、狭い歩道なんですが、どうしても歩道側走ってしまう。そうすると家が密集している所から車ってというのは頭少し出さないと見えないですよ運転手は、ちょこんと出した拍子に自転車とドカーンとぶつかると、そういうパターンが多いので、後々はこれは道路管理者さんと協議してですね、こういう点を改善していくというように考えてます。以上です。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ハードの面もさることながら、かなりソフトの面ですね、対応していかないとこれからはなかなか問題解決していかないかなと感想を持ちました。他にいかがでございましょうか。もし、ございませんでしたら最後に事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

【木村都市計画課長】 特にございません。

【大坂会長】 ありがとうございます。

それでは長時間に渡ってどうもありがとうございました。これで審議会を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【司会】 大坂会長ありがとうございました。只今をもちまして審議会を終了いたします。長時間に渡りありがとうございました。